

雇用保険受給の際の添付書類について

1. 退職後、失業給付受給開始までの待機期間がある場合

離職票 1,2 の写しと、交付され次第、雇用保険受給資格者証(両面)の写し
※すでに待機期間中の方は、受給資格者証のみ添付

2. 失業給付の金額が日額 3,612 円未満の場合

雇用保険受給資格者証(両面)の写し

3. 失業給付の受給延長期間中

離職票 1,2 の写しまたは雇用保険受給資格者証(両面)の写し、
交付され次第受給延長通知書の写し

4. 失業給付期間はあるが、失業給付を受けない場合 <注1>

離職票 1,2 の写し※失業給付の受給権を放棄した旨の記載があるもの

5. 失業給付の受給を終了したとき

雇用保険受給資格者証(両面)の写し※受給終了日の記載があるもの

<注1>状況により、追加で他に書類をご提出いただく場合があります。